

中国家族関係法の変遷の研究(1)

——現行中国婚姻法とその立法理由——

松 村 晴 路

The Study of Transition about Chinese Family Relation law

—the present chinese marriage law
and reason for its legislation—

Seiji Matsumura

Summary

This paper examines the transition about chinese family relation law.

The author translated and interpreted the chinese marriage law, clarified fundamental idea on the present chinese marriage law, through interpreting the reason for repeal of ex- marriage law and legislation of present marriage law

Received April. 30, 1993

Key words : chinese Family law. Family Relation.

一 序

1 問題の提起—家族とは何か—

我が国の現代社会生活構造は、高度大衆消費社会・高度家庭生活文化社会と言われており、すでに確立し公知されている所の、労働生活とか工業生活・商業生活・農業生活の中に、歴史的には附随し隠れていた「家庭生活」が独立して、重要な生活領域として確立された。

しかしながら、今日の「家族生活」「家庭生活」⁽¹⁾は、多くの問題点を有しつつ、危機的状況に在るとも言われている。

すなわち、第一に、「平穏無事で、物質的・精神的にも一定の水準を維持されている家庭・

家族関係」の中にも、多くの歪みや欠陥が見られる。例えば、外で働く父親が家庭内では、父としての機能上の欠損・電化製品の普及による家事労働の軽減から時間的余裕の増大による余暇の使い方とその欲求不満・母親の育児（子ども）への積極的（介入権）態度は、過保護・自閉症（オタク現象）・登校拒否・ノイローゼ・精神分裂症・子どもの自殺・逆に家庭内で暴力を振う子・つっぱる子・暴走族などの如く、母子の密着（いわゆる母原病、または父原病）が子どもの健全な成長を阻害せしめている場合もある。また夫婦間に物質的・目に見えるつながりのみで、精神的・目に見えないものの価値（夫婦間の道徳・つながり・共通の愛の構造など）を見失って、金銭主義的夫婦論等のごとく、現代日本人の意識構造・社会構造と情報洪水（生活情報の過多）と行動様式が問題点として存在している。

第二に、今日の急激な社会構造・経済構造の変遷・個人主義の自由から、直接に、もろに各家庭に影響して、「家庭・家族関係の崩壊」現象として、真正面から展開されている。例えば、離婚の増大は家族の解体（解体は過程→崩壊は解体の結果→状態を示す）すら起し、さらに放任家庭、家族間の連帯の欠乏、父母から虐待される、性的暴力、婚外・未婚の子の増加、捨子、コインロッカ内の胎児、家族間の扶養の現実的困難性、失業・病気・精神障害等からの貧困、家出・蒸発等による家族関係の切断、現代社会生活構造や意識構造からの差別・逆選別・比較・無視・疎外されたところの家族や、また底辺化の家族や家庭の地位からも、多くの家庭現象が多種多様に生じている。

以上の如く、「健全な家庭」にも、すで「崩壊現象にある家庭」においても、多くの問題点がある。

それは、「人間（家族）関係における教育」（家族関係論）の形成への不十分さと、我が国独特の精神構造の未分化から来ていると考えられるし、その「負」の領域に対して、制度的にも人間関係論的にも、援助と意識改革と接点を求めて分析することが真の問題解決への出発点であり、一人一人の人格・価値を尊重してゆくことであり、単なる自己満足や自己中心の幸福論は、むしろ差別を生むし、冷たい人間関係を生じる。「否定の論理」から、「肯定の論理」の中で、真に人間らしい生き方を人権として、とらえてゆく意識と温かさの人間関係と家族共同体の一貫としての基本的姿勢への転換が条件となる。

家庭は、さまざまであり、乳幼児から老人（恍惚の人・植物人間等をも含めて）まで、いろいろな人間が、昔の家庭、今日の家庭を通じて、家庭は誕生し、年月を重ね、また崩壊し、生き物のごとく育ち、健康に、病める状態に、平和に、安らぎや、親密さや、人間味や、倫理性や不文律の協力の中に、一つの摂理を見出す必要がある⁽²⁾。

そのために、「家庭生活の在り方」の求めてゆくものは、一人一人が孤立化し、己が好き勝手にする、バラバラの生活体でなく、家族「共同体」として参加し、「文化」の形成が必要であり、各々の家庭に「家庭文化」を形成していくというところの、その共同メンバーとして、それが「家族」の一員としての資格とも言える。

ことに、戦後の軽いアメリカ文化への「草木もなびく」という日本人の精神構造と行動様式は、戦前に見られた「礼儀正しく謙虚に人に接し」「自ら耐え練達していく自立心」は崩壊現象を見せた。そこには若者を中心として、やがて中年族に至るまで「家庭」から飛び出して、個人の無限の自由性への暴走化が見られた。他方においては、技術革新による高度経済成長下の企業生活関係を中心として、それを取り巻く社会構造は、徹底化した合理化主義・機械化文明の中で「モーレツ型」人間像と人間関係を形成し、それからのストレス・緊張・圧迫・非人間的状況の逃げ場・発散の場・再活力の場としての家庭の存在。さらに、もっと拡大された外部要因として、これからの社会全般の多くの危機と不安要因……例えば、環境問題・経済危機（エネルギー・貿易摩擦・為替変動など）、国際（宗教・民族）紛争の多発化、国内外の政治の激動と不安化……などの歪みの中で、結局、「人間を救ってくれる最後の場は、家庭・家族関係」である、というのが私の考え方の根底にある。

それゆえに、今日の社会生活領域のなかでの重要テーマとして、近年「家庭・家族関係」が取り上げられ、多くの関心、研究、分析が行なわれ、増加した所以でもある。

人間が社会を形成し、その社会によって人間がつけられる。同じ様に、人間が文化を創り、その文化によって人間が形成される、と言う相互の関連性・反射性は、社会と家庭との関係、人間と家庭との関係にも適用できる。その健全性も、逆に、その病理現象も、また人間性も文化性も激しく揺れ動く。すなわち、一人一人の人格や価値を尊重しながら、人間の尊厳、「人権」としてとらえてゆく態度と一定の理念の「新しい共同体理論」の中に、今日の家庭・家族関係の諸問題は解決し得るし、可能である。

1990年代の現代社会のキィ・ワードは「家族」である。

2 中国・家族関係法研究の動機・理由

今日のアメリカでは、「良き夫婦・良き家庭生活」が、紳士・婦人の条件であり、社会生活上のステータスとなっていると言われている。と言うことの意味は、現代自由国家・資本制経済秩序下国家の代表と自他ともに認めるアメリカでも、建国当時からfrontier spirit とキリスト教の「愛」を基礎にしたところの「美しく強い家庭」の崩壊を示し、今日では家族機能の喪失として家族問題が重要課題として提出されている⁽³⁾。

一方、社会主義思想家の中には、将来、家族の機能は、夫婦関係の「性的機能のみとし、扶養・養育・教育・老後保障などは、すべて国家・社会が代替すると予想・空想する立場がある⁽⁴⁾。しかし、家族は、文化的・社会的制度として、「愛」や「人間性」を全く無視し得ない哲学的意味や動物的・生物学的本能（例えば、親鳥と子鳥）もある。そして、今日の社会主義国家が、むしろ「家庭・家族の強化」を政策として重要課題としている点に私は興味がある⁽⁵⁾。

また、パーソンズは、家庭機能の大半を、他に譲り渡しても、子どもの社会化（ソーシャルイゼーション）と大人のパーソナリティの安定化（スタビリゼーション）と男女の性のバラ

ンスの調整（レギュレーション）という基本的機能は残されるという⁽⁶⁾。

それゆえに、いかなる社会形態であっても、家庭・家族の機能を全く否定しうるものではない。少なくとも、私見は、①静的には、前述したごとく、「人間を救う最後の場は、家庭である」。②動的には、家庭文化を「創造」してゆくのが、「家族（人間）」である。そして、そのうえに各家庭、それぞれに派生的諸機能を有しつつ展開されるべきである。

以上から、世界各国、何れの政治形態を採っているかを超えて、現代国家における社会現象において、キーワードとして「家族」が提出される。私も、民事法専攻領域の中から、この10年間は「家族法」領域（および家族の外部関係として生活用具の購入行為における諸問題としての消費者保護法をも合わせて）に視点を求めて分析を試みて来た。

すでに「夫婦の法律」を中心に分析を行なった⁽⁷⁾。しかしながら、各国の夫婦の形態における「内縁・事実婚」の実態と法規整、および「離婚」の実態と法規整の場合においても、日本の実情と比較する場合、アメリカ・ソ連（ロシア）・フランス・ドイツ・イギリス・スイス・スウェーデン・イタリア・韓国等における実態と法規整の仕方については可能であったが⁽⁸⁾、常に、隣国の、かつ歴史的に最も多くの法制度・文化を流入して来た中華人民共和国（以下「中国」という）の家族の実態と法規整は空洞化しており、中国家族法の今日的資料は皆無に等しいと言えよう。嘗ては、我が国の家族制度史において、律令制時代（古代後期）以来、中国文化は、日本の政治体制は勿論、社会・家庭秩序の規範に至るまで、中心思想を形成し、明治維新以後の近代国家成立（フランス法・ドイツ法を中心とする欧米思想の流入）までは、中国の分国とすら言える体制にあった。明治維新以後も、儒教思想は「家制度」・武士道精神・日本人の道德観の中に主流を占め、戦後においても多くの生活慣行・思想の底流には日本人の生き方の基準となっている。

にも拘らず、戦後の日中間交流の空白期は、他の各国との文物両面における交流と比較するとき、無に近い空白期がある。家族法領域においても、戦後、アメリカ（英米法）を中心に、新しい法制の流入があり、かつ、再び数年前よりフランス・ドイツ、そして韓国家族法等の資料等はさらに増大している⁽⁹⁾。

それゆえに、現代中国における「家族関係」の実態と法規整に関心を以って、2～3年間の年月をかけてその分析を試みたい。そして、更に今日の家族法制に至るまでの旧家族法、人民共和国成立以前の暫定各省地区の婚姻法・同条例、戦前の家族関係法、そして永い中国史における三千年の婚姻史にも興味がある。同時に、今日の婚姻・離婚・相続問題に対する最高人民裁判所の司法解釈（いわゆる判例）、および今日の「婦人・子どもの人権法」等についても分析を試みたいと願っている。中国語の無に近い語学力ではあるが、しばらくの年月を掛けて、日本文化の本流とも言える中国家族関係法の分析によって、今日の我が国の家族関係法との比較研究の上に、基礎的には相関する領域があり、かつ「女性・子ども」の地位に関する領域は、今後の我が国の立法指針の一つの重要な資料にも解せられる。以上の如く、

中国家族関係法の変遷の研究(1)

中国家族関係法の分析と今日までの変遷を念頭に、翻訳しつつ、解説・比較検討しつつ学んでゆく予定である。

本稿は、現行中国婚姻法とその立法（改正草案）理由（説明）報告と解説である。

二 1980年・中華人民共和国婚姻法⁽¹⁰⁾

1980年9月10日・第5回全国人民代表大会第三次会議採択の、いわゆる現行中国婚姻法は、次の様な条文構成である。

目 次

第一章	総 則
第二章	結 婚
第三章	家庭関係
第四章	離 婚
第五章	附 則

第一章 総 則

第一条 この法律は、婚姻家族⁽¹¹⁾に関する基本原則を定めたものである。

第二条 婚姻の自由、一夫一婦制、男女平等の婚姻制度によって行なわなければならない⁽¹²⁾。

婦女、児童および老人の法律上の権益は、これを保護しなければならない。

計画出産は⁽¹³⁾、これを行なわなければならない。

第三条 請負婚姻・売買婚姻およびその他婚姻の自由を干渉する行為をしてはならない⁽¹⁴⁾。婚姻を理由に財物を強要してはならない⁽¹⁴⁾。

重ねて婚姻をしてはならない⁽¹⁴⁾。家族構成員間において虐待および遺棄をしてはならない⁽¹⁴⁾。

第二章 結 婚

第四条 結婚は、男女双方の完全な自由意思によらなければならない。何れか一方が他方に対して如何なる強迫を加えたり、あるいは第三者が如何なる干渉を加えたりすることは許されない⁽¹⁷⁾。

第五条 結婚年齢は、男は満二十二歳より早くすることはできない、女は満二十歳より早くすることはできない⁽¹⁵⁾⁽¹⁷⁾。晩婚晩育は、これを奨励しなければならない⁽¹⁶⁾。

第六条 次の状態の一つに該当する場合は、結婚をしてはならない。

一 直系血族および三世代以内の傍系血族にある場合。

二 癩病を患い、まだ治癒していない場合あるいは医学上結婚すべきでない認められ

る疾病を患っている場合

第七条 結婚をしようとする男女双方は、必ず自ら結婚登録機関に出頭し、結婚登録手続をしなければならない。この法律の規定に合致する場合は、登録することを認められて、結婚証を発行する。結婚証の取得によって夫婦関係は成立する⁽¹⁸⁾。

第八条 結婚登録後、男女双方が契約により、女方は男方の家族構成員になることができ、男方もまた女方の家族構成員になることもできる。

第三章 家庭関係⁽¹⁹⁾

第九条 家庭内における夫妻⁽²⁰⁾の地位は、平等である。

第十条 夫妻は、双方ともに自己の姓名をそれぞれ用いる権利を有する。

第十一条 夫妻は、双方ともに生産、工作、学習および社会活動に参加する自由を有する。夫妻の一方が、他方に対して制限あるいは干渉を加えることはできない。

第十二条 夫妻は、双方ともに計画出産を行なう義務を負う。

第十三条 夫妻が、婚姻関係の存続中において得た財産は、双方が別に契約した場合を除き、夫妻の共同所有とする。

夫妻は、共同所有の財産に対して、平等の処分権を有する。

第十四条 夫妻は、互に⁽²¹⁾扶養⁽²²⁾の義務を負う。

一方が、扶養の義務を履行しないときは、扶養を要する他方は、相手方に対して扶養費を要求⁽²³⁾する権利を有する。

第十五条 父母は、子女に対して監護教育の義務を負う。子女は、父母に対して監護扶助⁽²⁴⁾の義務を負う。

父母が、監護の義務を履行しないときは、未成年者あるいは独立の生活ができない子女は、父母に監護費の給付を要求する権利を有する。

子女が、扶助の義務を履行しないときは、労働能力が無く、あるいは生活困難な父母は、子女に扶助費の給付を要求する権利を有する。

嬰兒の溺殺およびその他嬰兒を殺害する行為をしてはならない。

第十六条 子女は、父の姓に従うことができ、また母の姓に従うこともできる。

第十七条 父母は、未成年の子女の監督および保護⁽²⁵⁾の権利を有し、義務を負う。未成年の子女が、国家、集団あるいは他人に対して損害を生ぜしめたとき、父母は、経済的損失を賠償する義務を負う。

第十八条 夫妻は、互に遺産を相続する当然の⁽²⁶⁾権利を有する。

父母と子女は、互に遺産を相続する当然の権利を有する。

第十九条 婚姻外の子女は、婚姻中の子女と同等⁽²⁷⁾の権利を有し、何人も危害を加え、差別することは許されない⁽²⁸⁾。

婚姻外の子女の実父は、子女が必要な生活費および教育費の一部あるいは全部を、子女が独立して生活が可能になるまで負担しなければならない。

第二十条 国家は、合法的な養子関係について、これを保護する。養父母と養子女間の権利および義務は、本法の父母と子女との関係に対する規定を準用⁽²⁹⁾する。

養子女と実父母間の権利および義務は、養子関係の成立によって消滅する。

第二十一条 継父母と継子女との間で、虐待あるいは差別することはできない。

継父あるいは継母とその監護教育を受ける継子女間の権利および義務は、本法の父母と子女関係に対する規定を準用⁽²⁹⁾する。

第二十二条 負担能力のある祖父母、外祖父母は、すでに死亡した父母の未成年の孫、外孫に対し、監護の義務を負う。負担能力のある孫、外孫は、すでに死亡した子女の祖父母、外祖父母に対し、扶助の義務を負う。

第二十三条 負担能力のある兄、姉は、すでに死亡した父母、あるいは監護能力のない父母の未成年の弟、妹に対し、監護の義務を負う。

第四章 離 婚

第二十四条 男女双方が、自由意思で離婚する場合は、離婚することが許される。双方は、婚姻登録機関に出頭し、離婚の申請をしなければならない。婚姻登録機関は、双方が確実に自由意思があり、かつ、子女および財産問題に関し、すでに適切に処理されていることが調査により明らかであるときは、離婚証を発行しなければならない。

第二十五条 男女の一方が、離婚を要求する場合は、関係部門において調停を行ない、あるいは直接に人民法院に離婚訴訟の申立⁽³⁰⁾をすることができる。

人民法院は、離婚事件を審理し、調停を行わなければならない。愛情がすでに壊れていることが明らかなきときは、調停は無効であり、離婚を許さなければならない。

第二十六条 現役軍人の配偶者⁽³¹⁾が、離婚を要求する場合は、軍人の同意を得なければならない。

第二十七条 女方が、懐胎期間中および分娩後1年以内は、男方は離婚の申立をすることができない。女方が離婚の申立をした場合、あるいは人民法院が、明らかに男方の離婚の請求を受理する必要があると認めた場合は、この限りでない。

第二十八条 離婚後、男女双方が自由意思で夫妻関係を回復する場合は、婚姻登録機関に出頭し、復婚登録をしなければならない。婚姻登録機関は、登録を認めなければならない。

第二十九条 父母と子女間の関係は、父母の離婚により消滅することはない。離婚後、子女は、父方あるいは母方により監護されるにかかわらず、なお父母双方の子女とする。

離婚後、父母は、子女に対し監護および教育の権利を有し、義務を負う。

離婚後、哺乳期内の子女は、哺乳中の母親の監護に服することを原則とする。哺乳期以後の子女は、父母双方が監護問題に関して争いが生じ、協議が調わないときは、人民法院が子女の権益および双方の具体的事情を考慮して判決でこれを定める。

第三十条 離婚後、一方が監護する子女に、他方は必要な生活費および教育費の一部あるいは全部を負担しなければならない。負担する費用の額および期限の長短期は、双方の協議により定める。双方の協議が調わないときは、人民法院が判決でこれを定める。

子女の生活費および教育費に関する協議あるいは判決について、子女は、必要なときは、父母の何れか一方に対し、協議あるいは判決で定められた額を超える合理的要求をすることを妨げられない。

第三十一条 離婚のとき、夫妻の共有財産は、双方の協議によって処理を行なう。協議が調わないときは、人民法院が財産の具体的状況ならびに女方および子女の権益を配慮する原則に基づいて判決でこれを定める。

第三十二条 離婚のとき、夫妻共同生活によって生じた債務は、共同財産をもって返済を行なう。当該財産が返済に不足のときは、双方の協議で返済を行なう。協議が調わないときは、人民法院が判決でこれを定める。男女の一方が、単独で生じた債務は、本人が返済を行なう。

第三十三条 離婚のとき、一方が、生活困難である場合は、他方は適当な経済的援助をしなければならない。具体的な方法は、双方の協議により定める。協議が調わないときは、人民法院が判決でこれを定める。

第五章 附 則

第三十四条 本法に違反した者は、状況に応じて、法に基づいて行政処分および法律上の制裁を行なう。

第三十五条 扶養費、扶助費、監護費、財産分割および遺産相続等に関する判決あるいは調停を拒否し、履行しない場合は、人民法院は法に基づいて強制執行を行なう。関係部門は、執行に関して協力援助の責任を負わなければならない。

第三十六条 民族自治地方の人民代表大会およびその常務委員会は、本法の原則に準拠し、当地民族の婚姻家族の具体的事情を総合して、一部弾力的あるいは補充的規定を制定することができる。自治州、自治県の制定した規定は、省、自治区人民代表大会常務委員会に報告して承認を経ることを必要とする。自治区制定の規定は、全国人民代表大会常務委員会に報告して記録することを必要とする。

第三十七条 この法律は、1981年1月1日から施行する。

1950年5月1日に公布施行の《中華人民共和国婚姻法》は、この法律の施行の日から廃止する。

三 中華人民共和国婚姻法（修改草案）に関する説明

1980年9月28日第5回全国人民代表大会第三次会議に上程。全国人民代表大会常務委員会・法制委員会副主任・武新宇が、次の様に説明した。

1 序

《中華人民共和国婚姻法（修改草案）⁽³²⁾》および《中華人民共和国国籍法（草案）⁽³³⁾》は、すでに全国人民代表大会常務委員会で審議し、第五回全国人民代表大会第三次会議における審議を求めて提出することを決定した。私は、全国人民代表大会常務委員会法制委員会を代表して、この二法律草案に対する説明は次の通りである。

2 中華人民共和国婚姻法改正草案について

中華人民共和国婚姻法（修改草案）は、全国婦人連合会ならびに最高人民裁判所、最高人民検察庁、民政部、衛生部、計画出産指導組織、国家民族行政委員会、解放軍総政治部、全国総労働者連合会および共産主義青年団中央組合の修改組織のもとに、1950年公布された《中華人民共和国婚姻法》の基礎の上に、三十年の実践経験と新しい事情に基づいて、新しい問題の改訂を行なう。改訂過程においては、多くの調査研究を行ない、前後三回全国各地で意見を求めた。法制委員会において討論し修改を経て、今年四月全国人民代表大会常務委員会第十四回会議の審議を求めて提出する。各省、各自治区、各直轄市の人民代表大会常務委員会および全国政治協力団体の中央関係部門に広く求めた意見を印刷発行することを決定した。法制委員会および全国婦人連合会は、また、各地および全国政治協力団体の中央関係部門の意見に基づいて、修改を行ない、あわせて全国人民代表大会常務委員会第十五回会議の審議を経ている。

婚姻法は、婚姻家族関係の基本原則を定めたものであり、各家庭における男女・老人・子どもの切実な利益に関する重要な法律である。草案の主要な内容と問題は、以下の通りである。

第一に法定婚姻年齢問題である。原婚姻法は、“男二十歳、女十八歳になると婚姻をすることができる”と規定されている。草案は、“婚姻年齢は、男二十二歳、女二十歳より早くすることはできない”，すなわち、旧原婚姻法規定と比べて、男女それぞれ二歳高めて提案している。各省、各自治区、各直轄市および中央各部門は、絶対多数の賛成を表示し、同時に、このような規定は、郡市と農村の実際の事情を配慮しており、比較的妥当であると認められている。ある少数民族地区および経済、文化の比較的低い農村は、婚姻年齢が高く定められたと考えられており、実施には困難がある。少数民族地区の特殊事情を配慮するため、草案は、民族自治地方の特殊事情と多くの人々の意見を結合して、弾力的あるいは補充的規定を制定することを規定している。農村の早婚慣習の改革については、農村の経済、文化の発展に従い、活動を継続しつつ、一步一步、一般大衆の自発的意思の基礎の上に解決をしなければなら

らない。ほかに、都市の一部の人々は、婚姻年齢が低く定められており、晩婚を提言し、計画出産と矛盾があると考えられている。我々が知っている世界三十一か国家の資料によると、法定婚姻年齢の最高の場合、男二十一歳、女十八歳となっており、我々の規定がすでに最高となった。同時に、法定婚姻年齢は、婚姻の最低年齢であり、すなわちこの年齢に達しない結婚をすべきではなく、そうしてこの年齢に達すると、すぐ結婚するのではない。我が国家は、一貫して青年の適当な晩婚を鼓舞激励しており、これは国家に対して、家族および個人に対して、すべて利益があると認められる。婚姻年齢について、計画出産運動の影響に関して、重要なことは結婚と出産を必ず分離すべきであり、必ず計画出産は立派に処理しなければならない。それゆえに、草案は“夫妻双方は、すべて計画出産の義務を有する”，“晩婚晩育を奨励すべきである”と定める。計画出産を良く行なえさえすれば、人口増加の抑制効果に達することができる。さもなければ、多くの子どもが生まれることになる。ある経済発展の国を見ると、法定結婚年齢は比較的的低く、たとえば、西欧のある国の法定結婚年齢は、女は十五歳あるいは十六歳、男は十六歳、十八歳あるいは二十一歳であり、しかし多年を経て人口は基本的には増加することなく、甚だしきは下降の趨勢にあり、法定結婚年齢と人口抑制の関係は、別々に分けることはできないことはないと説明している。それゆえに、婚姻法公布以来、思想教育の活動を緊急に行ない続けなければならないし、計画出産を良く行なうことを、決して緩めないことである。同時に、一日も早く計画出産法⁽³⁴⁾を制定することを緊急にしなければならない。

第二に、離婚問題である。原婚姻法の規定は、男女の一方が、強固に離婚を要求する場合は、区人民政府および司法機関の調停を経て不調のときは、離婚が許される。現在から見ても、なお妥当である。我々の社会主義国においては、夫妻は互いに扶け合うことを提唱し、民主的で仲睦まじい家庭を構築し、強く共産主義道徳を広める必要があり、男女関係について新しい相手に心を移し、古い相手を疎んじる資産階級思想に反対する。しかし、我々は、また法律によって、すでに崩壊した婚姻関係を強行に維持し保護することはできない。当事者に長い間の苦痛をさせて、さらに甚だしい矛盾を激化せしめて、殺人事件を生じることが、社会や家庭や当事者に対して良い処理ではない。我が国は、封建的婚姻制度を廃止する年月があまり永くないゆえに、経済、文化水準も比較的的低く、ある社会世論は、離婚を提出した一方に対して、しばしば同情を表わさず、問題は比較的複雑である。永い間、裁判所は、離婚事件を処理する場合、厳格に掌握したことは、このような社会事情を反映している。ある地方および部門の意見に基づいて、草案は“愛情がすでに確実に破裂したら、調停が不調である場合、離婚は許されるべきである”と改めた。“愛情がすでに確実に破裂した場合”のこの条件は増加している。このような規定は、婚姻自由の原則を堅持し、また裁判所が一定の弾力性を有し、我が国の今日の実際的事情に比較的一致している。

第三に、財産相続権問題である。現在遺産紛争は益々増加しており、しかも問題は比較的

複雑化し、婚姻法は詳細に規定することは不可能であり、草案は、ただ原則として、“夫妻は、互いに遺産を相続する権利を有する”“父母と子女は、互いに遺産を相続する権利を有する”と規定した。ある具体的な問題は、将来民法あるいは相続法で規定することができる⁽³⁵⁾。

第四に、傍系血族間における結婚を禁止する問題である。原婚姻法は、“その他五世代以内の傍系血族間の結婚を禁止する問題は、慣習に従う”と規定している。多くの地方、部門は、傍系血族間の結婚により生まれた子どもは、いつも、ある先天的欠陥を有するとすべて答申しているし、現在、計画出産を普及せしめて、子どもが少なくなっており、さらに人口の質を注意すべきであり、婚姻法の中で、近親結婚を禁止する明確な規定を要求している。これに基づいて、草案は、“三世代⁽³⁶⁾以内の傍系血族”の結婚を禁止することに改めた。すなわち、同一祖父母の“姑表”あるいは同一外祖父母の“姨表”の間の結婚はすべて禁止する⁽³⁷⁾。ある伝統的な慣習上の事情に従い、特別にある僻地の山間地帯においては、この規定を適用することに一定の過程を有しなければならず、安易に実行し、画一的な方法を採用することは不適當である。

第五に、男方が、女方の家族構成員になる問題である。すなわち一般的に言われる“入婿”の問題である。草案は、“男女双方の契約により、女方は男方の家族構成員になることができるし、男方も、また女方の家族構成員になることもできる。これは婚姻の自由を保障し、計画出産を普及させるし、女の子の家の現実の困難を解決すること、いずれに対しても、利点がある。条文の中で“住みつく”と言う言い方を用いるのではなく、そこは相手方の家族構成員になるためであり、戸籍を移転することではない。もし戸籍を移転したいのならば、別の取り扱いをする必要があり、必ずしも婚姻関係と同居することを結びつける必要はない。そうして、約束により相手方の家族構成員となり、それに応じて、家族構成員としての権利と義務を引き受けるべきであり、たとえ、戸籍は相手方の所在地でなくても、同じように老人を扶助する義務を有し、遺産を相続する権利を有する。

第六に、少数民族の風俗に関してである。その習慣は、漢民族地域と非常に異なり、経済、文化水準も、また一様ではない。草案は、民族自治地方では、本法の原則を根拠にし、当地の民族婚姻家族の具体的事情を総合して、ある弾力的あるいは補充的規定を制定することができる」と規定している。

第7に、婚姻法の施行は、一層の広報、準備期間が必要であり、人民代表大会の審議が通過して公布の後、一九八一年一月一日から効力を生ずることを提案する。

四 まとめ ——解説と分析——

1 中国婚姻法の基本姿勢

本稿・「一・序」で述べた如く、現代家族生活関係においては、世界各国ともに多くの問題点と解決すべき課題が提出されている。それゆえに、今日における社会現象のキィ・ワード

は「家族」であったし、現在もそのキィ・ワードの地位は続いている。(私見による21世紀のキィ・ワードは「哲学・倫理学」であると言う視点からも、そのレンズを通して家族関係への視点をも貫徹してゆくつもりである)。

その視点に立って、中国婚姻法を一言で講評するならば、「男女平等の地位は当然性の上に貫徹して確立しており、その上に「家族論」を組み立てていること。殊に、婦人・子供・老人の権利と地位を常に念頭においての法制であること⁽³⁸⁾。そして、民主主義の新しい家族の団結と再構築を、現代中国における最重要課題にしており、「草案提出における説明」の中にも、「夫婦は互いに助け合うことを提唱し、民主的で仲睦まじい家庭を構築し、強く共産主義道徳を広める必要があり、男女関係について新しい相手に心を移し、古い相手を疎んじる資産階級思想に反対する」として、夫婦を中心にして新しい家族の団結への各規定が各所に見られる。

しかしながら、別の視点から見ると、「総則」においては、1950年・旧婚姻法においても同様に、現行婚姻法においても、「売買婚」等の古い婚姻慣行を依然として禁止している点に、封建的遺制が今日でも重要な改革課題として存在していると考えられる。

北京・「文摘報」紙は、「都市・農村における当面の封建的影響」と題して、次の如く報告(要旨)している⁽³⁹⁾。『①請負結婚(本人の同意を得ず、仲人が一方的に結婚を決める)は依然として多い。一部の地区では7～12歳で、また2～3歳で婚約させるものがある⁽⁴⁰⁾。②正当な恋愛結婚が妨害され、一部の地区では未亡人の再婚を妨害している。③多くの地区で結納の金額を結婚の主要な条件としている。一部の貧困地区では娘を持つ親が婿方に大量の品物、金銭を要求し、それで息子の嫁をもらっている。④都市において結婚の自由は農村より保証されているが、同時に農村と異なる問題も存在している。⑤ブルジョア恋愛観の浸食によって一部の青年は相手方を探すとき、相手の両親の職業、地位をまず重視する。⑥両親が子供の結婚に干渉するのは、いわゆる「門当戸対(格式が釣り合う)」の思想があるためで子供に自分と同格の幹部の子供と結婚するよう強要する。』等報じている。すなわち、第三条で、「当事者の意思に反する婚姻の禁止、売買婚の禁止、婚姻干渉行為の禁止、婚姻を理由に財物強要の禁止)等が、旧婚姻法(納妾の禁止・童養 媳の禁止、寡婦婚姻干渉の禁止等もある)と同様に具体的に総則の中で禁止宣言をしている所に、一方では第二条で「婚姻の自由、一夫一婦制、男女平等の婚姻制度」の実行宣言している現代婚姻の理想を高く掲げながら、現実の古い婚姻慣行の実態に苦悩しているのが、現在の中国の婚姻現状と言えよう。

2 結婚に関する法制内容とその目的

婚姻年齢は、旧婚姻法規定より二歳引き上げて、男二十二歳・女二十歳と規定し、晩婚(結婚を遅らせること)を奨励している。その目的は、晩育・計画出産(出産を遅らせること・そして、いわゆる産児制限・一子政策)と共に、現在の中国人口の抑制策を中心柱としている点に特色がある。

それに関して「中国・婚姻法専門書⁽⁴¹⁾」には、次のように説明している。

『中華人民共和国が成立して以来、社会の発展につれて、人口が過多となり、物資の生産は人口の増加に追い付かない。この新しい問題に対して、国家は計画出産を行なうことを決定する。1980年に公布された婚姻法は計画出産を第五条の基本原則に規定する。

計画出産というのは、計画的に子供を出産することである。これは我が国の基本国策の一つである。その意義は次のような諸点にある。

(一) 計画出産を実行するのは、物質資料の生産と人類自身の生産（出産）の基本平衡（バランス）に有利である。

エンゲルスは「唯物主義の視点によれば、歴史における決定的原因は、直接生活の生産と再生産である。しかし生産自身にはまた二種類がある。一方は生活資料すなわち食物、衣服、住居のための必要な工具の生産、いま一方は人類自身の生産すなわち種の繁殖である」と指摘している。この二種の生産では、物質資料の生産は主要的で、人口の生産は物質資料の生産上制限されている。しかし、人口の生産は物質資料の生産に対して反作用があり、つまり社会の発展を促進または遅らす作用がある。また人口の生産は社会の制度に影響され、社会の制度によって人口の生産の状況と特徴がともすれば違っている。人口生産と物質生産は基本平衡（バランス）になるべきである。この二種の生産の比例をよく調節し、基本平衡を維持さえすれば、社会の発展を促進することが可能である。

我が国では計画経済を実行するのは、すなわち計画的に、比例配分の上に国民経済が発展する。けれども、人口の生産は過去に計画が無かった。人口の増加の速度は物質資料の生産の速度を大幅に越えて、二種の生産の重大な不均衡の状況が生じた。

歴史的に見ると、人口の増殖の速度は空前的である。解放前の旧中国では生産は落後、医療衛生の条件は大変悪い。死亡率は大変高く、人口の平均寿命は只の三十歳ぐらいであった。出生率は比較的高いけれども、死亡率が高いので自然的増加は早くなかった。記録によると、1741年（乾隆六年）全国の人口はただ1億4千万余人、1949年には5億4千万人、この200年ぐらいの内に平均毎年192万人増加し、毎年の自然増加率は6.4%であった。中華人民共和国成立後、人口自然増加率は曾って無い大幅の上昇となった。例えば、1950年19%、1953年23%、1954年24.79%、1960年26.99%、1963年33.33%、1964～1970年中、人口増加率は速く、毎年の自然増加率は26.72%であった。現在30歳以下の人は全国人口総数の約65%を占め、すなわち6億5千万人前後である。世界各国と比べて、我が国の人口の増加速度は早すぎる。世界では一定の経済水準が比較的高く、人が多く土地の少ない国家は人口の自然増加率は10%以下である。我が国の人口の自然増加速度は西欧の一部分の国家と比べて四、五倍高く、アメリカおよびソ連よりも一、二倍高い。

上述の状況は「もし、まだ人口増加を押さえる有力な措置をとらなければ、それでは我が国の物質資料の生産と人口の生産とはもっと重大な不均衡になる。ひたすら努力し物質資料

の生産の発展と同時に、人口の増加を嚴重に抑えるならば、この二種の生産の差が段々に小さくなり、国家は益々富強になる」と説明している』と記述している。

以上の如く、中国各大学法学部等で使用されている「婚姻法」に関する書物には、大体同じ主旨で「実行計画生育的意義」の項で説明されている。すなわち、中国政府の第一の国家主要政策は、人口抑制策である。そして、その理由として、生産物質（農業生産物も、また工業生産物も、例えば生活用具等・電化製品でも無限に近い生産量を必要とするが故に）の全国民への分配への不均衡と絶対量の不足から、国民生活水準の向上が遅々として進まないがために人口抑制策を第一義的目標としたものであり、「草案説明」においても、その目標のために、晩婚晩育・計画生育を必要としたと解して良い。

晩婚政策は、一方では早婚慣行（特に農村地方における十代の早婚慣習、さらに低年齢の売買婚的婚姻形態）を制限することを目的としている。勿論、農村地方や自治区等における各地区・地方の具体的・現実的な事情や労働力不足による嫁取りや多子出産の必要性等もあり、各地区・地方における自治的に弾力的・補充的規定立法は委任されており、それを前提しつつも、国家政策としては人口抑制策を一貫して掲げている基本姿勢には説得力があり、魅力がある。

例えば、基本的には、結婚は二人の自由意思によるとして、婚姻の自由を宣言しつつも、具体的には、法定年齢は世界一高い年齢で晩婚制を奨励している。哈尔滨市計画生育管理規則第五条は「晩婚の最低年齢は男二十五歳、女二十三歳である。婦人の晩育の年齢は二十四歳である」と規定している⁽⁴²⁾。

また、婚姻登録のために、一定の場所⁽⁴³⁾に出頭しなければならないが、法定年齢を具備していても、各人の具体的事情・必要性等で判断されるのが現実における中国婚姻事情である。一般的には、男女の年齢を合わせて五十歳以上であることが婚姻登録の条件の如くなっている。例えば、男三十歳・女二十歳である場合は、五十歳を超えていることになり、規定上は可能であるが、地区・地方によって具体的な事情・都市と農村との地域事情によって、女二十歳は早すぎるとして認めない場合もあり、一方では農村における労働力・家庭事情で五十歳未満の場合も可能となる。

第六条の結婚禁止条件は、第一は、近親婚の禁止により、「草案説明」の如く、先天性欠陥の出生の防止であり、我が国の婚姻と大体において同じである（民法第734条参照）。しかし、中国婚姻法には、さらに「癩病疾患・性病等（旧中国婚姻法第五条参照）疾患」者の結婚禁止条項がある。旧婚姻法の「生理欠陥者・性行為不能者」の条項は、現行婚姻法から削除されてはいるが、依然として具体的条項の規定がある。広い中国におけるある南の特定・一部地方に見られるハンセン氏病等に対する予防的規定と解せられるし、性病等の蔓延防止のためと思われる。事実、哈尔滨市の中心街を歩いていると、各電柱に「淋病治療」の紙ビラが貼られていることの見聞に、今日における中国の保健衛生意識と普及への努力が見られる。

3 中国における家庭関係

第三章・家庭関係の諸規定は、大きく二つの特色があり、我が国の家族法上の規定と比較して参考資料に最もなり得る条項である。

第一は、夫婦別姓であり、かつ子女は父姓・母姓の何れに従うことも出来ると規定し⁽⁴⁴⁾、その上に立って夫婦の地位は平等、双方共に生産・工作・学習・社会活動の自由を有し、一方の自由の制限・干渉を禁止している点に、美しい前向きの夫婦像が見える。

第二は、夫婦・祖父母・兄弟姉妹・孫間の互に扶養・扶助・監護をし合う具体的な団結規定は、個人主義・自己中心主義・老人扶助・看護を疎遠にする小家族主義的倫理観の我が国の家族論への反省材料ともなる。例えば、負担能力のある祖父母・外祖父母は、父母の死亡した孫の監護義務とか、負担能力のある兄・姉は、父母が死亡または監護能力の無い父母に代わりて弟・妹の監護義務等の規定には、家族の団結力と共に扶け合う中国伝統の思想・意識が今日でも規定の中に存在している。(勿論、我が国における扶養の規定も同様に近いけれども、豊かな社会特有の「暖かい心」「団結の心」から個人中心的「意識」が見られる。民法第877条～同881条参照のこと)。

なお、敢えて特記するならば、第十五条四項の「嬰兒の溺殺等の行為」の禁止である。昔からの中国(特に農村地方)の早婚・多産による子の「間引き」のために「水がめ」等の中に入れて溺死させる慣行の禁止条項に、我が国が近代化国家への脱皮を図った明治維新時代までの生活行動様式を見る想いがある。

4 離婚規定とその現状

離婚条項は、婚姻の自由を原則とする基本原理の反射効として、原則として離婚意思の自由を認めて許される。離婚調停・離婚裁判等の離婚手続、子女の今後の生活費・教育費等に関する配慮規定等も、大体、我が国の場合と同様に解することができる。

但し、離婚の条件として「女が懐胎している期間および分娩後1年以内は、男側からの離婚請求を原則として認めない」条項がある。このような制限条項は、世界各国において類いの条項が規定されており⁽⁴⁵⁾、我が国における離婚規定においても、何等かの制限条項を設けることが「無責任・自由勝手な夫婦の離婚意識」に一定の倫理観・責任感からの介入も肯定される。筆者は、すでに「六歳未満の子どもを持った夫婦」は、離婚制限(七歳になるまでの待機期間として)を設けるべきであると提言している⁽⁴⁶⁾。

中国における離婚の現状・離婚率は各国と比べて極めて低い(約0.3%前後と言われる)。しかし、見聞・伝聞によると、第一に、離婚は今後増加するであろう。ことに、この1～2年は離婚が増加現象にあること。第二に、平穩無事の如き夫婦間にも、潜在的には「離婚欲求意識」は強いようである。しかし、現実の離婚へ踏み切れない理由には、自らの地位・階級・名誉等の喪失の恐れ、世間・職場からの非難への心配等による自己の内心的制限が見られる。と同時に、それへの不満・安定心理として「不倫傾向」の行動様式も潜在的には多く

見られると判断し得る。近い将来、結婚の自由の具体的行動様式と離婚の自由に対する大きな変化が見られるであろうと予測している⁽⁴⁷⁾。

以上の如く、本稿は、今日の中華人民共和国の「家族関係」を現行婚姻法と「草案説明」から眺めて見ようとした。その日常生活関係は、人間の最も人間的なものが見える場であり、かつ5年後・10年後の「中国家族」の変化をも展望可能であり、そして「中国社会」の未来への動きも予測でき得ると考えている。と同時に、我が国の思想・文化の源流も見い出せると期待をもっている。以下、旧婚姻法・戦前の婚姻法、それ以前の3,000年の家族史をも含めて、2～3年の月日をかけて検討をしてゆく予定である。(未定稿)

〔註〕

- 1) 「家庭」という言葉は、主として日常用語として用いられ、「生活の場・所・環境・状況・影響等」を対象にしており、「家族」は、学術用語として用いられ、家の中の人間関係・血縁関係、精神的・財産の人間関係をも含めて、今日まで学問の対象として来た。
しかしながら、今日では、日常用語としての「家庭」という生活の場が、むしろ、重要視されつつある。もっとも、従来からも家庭とか、社会とか、学校とか(例、家庭教育・家庭科・学校教育・社会教育の如く)の概念用語として、教育学関係では用いられるが、一般的には、「家族生活」を内側からとらえた言葉であり、家族・家庭は、表裏の関係を示し、意味内容は同じもの(生活体)である。「家族」は、時代や風土によって形態を異にしても、共通の要素を有し、一つの人間社会における制度であり、文化現象でもあり、学問の対象としての客観性を有している。
- 2) マルチン・ルッター (Martin Luther) やカルヴァン (Jean Calvin) などは、中世ヨーロッパの宗教改革・信仰に関する代表的思想家であったが、彼等が、家族生活の基本に「犠牲と愛情」を求めている。精神的・倫理的・宗教的結合・愛の提言は、今日の「唯物・唯性・唯金」主義家族生活関係の上に、再構築をするための基本原理と言えよう。
- 3) J. Sirjaki 「The American Family」・井上 勇訳「アメリカの家庭」、関 計夫「アメリカのしつけ」など参照。
- 4) 高山岩男「哲学的人間学」47頁以下、Saint-Simon・Sombard「空想社会学」など参照。
- 5) ア・ゲ・ハルチェフ・寺谷弘王訳「ソ連邦における結婚と家族」、仁井田隆「中国の人民民主主義革命と家族」、同・戦前の「中国の農村家族(復刊学術書)」参照。
- 6) T.Parsoms・The Family : Socialization and Interaction Process, 松原・前掲書 39頁以下参照。
- 7) 松村晴路・家族と婚姻—日本家族関係(1)—参照のこと。
- 8) 同上・115頁以下・179頁以下。
- 9) 例、鈴木祿弥訳・ドイツ家族、稲本洋之助・フランスの家族法、山田録一・青木勢津・青木清・韓国家族法入門など。
- 10) 1980年9月10日第5回全国人民代表大会第3次会議通過、1981年1月1日施行。
- 11) 原文は「婚姻家庭関係」となっている。中国における「家庭」の意は、日本における「家族」を指している。中国における「家族」とは、日本における戦前の「家族(家の族・親族)制度」と同じ意味と内容を示して封建思想として解されるゆえに、条文上においても「婚姻家庭関係」となっていると解される。すなわち、中国における法文上は、血族(第六条参照)・家族・家庭と区別して使い分けており、一般に「婚姻家

中国家族関係法の変遷の研究(1)

庭関係」とは、今日の我が国の「婚姻家族関係」と同じ内容を意味していると解して良い。

我が国では、法律用語としては、「家族」が用いられる。「家庭」は、一般的には、家族生活を内側からとらえた場合の言葉であり、家族・家庭は表裏の関係を示し、意味内容は同じもの（生活体）である。「家族」は、時代や風土によって形態を異にしても、共通の要素を有し、一つの人間社会における制度であり、文化現象でもあり、学問の対象としての客観性をも有している。

- 12) 第二条の条文構成は、「実行婚姻自由」「実行計画生育」の如く成っている。訳する場合に、単に「実行する」と直訳方式はとらずに、「行なわなければならない」と法的強制文言を用いた。
- 13) 本法制定への過程と制定理由は「改正草案」として（下記参照）提出され、その説明文中に「計画出産法」の早急な制定の必要性を力説しており、その具体的成文法は各省・各市等で具体化されている。次集以後において「一子政策」として、まとめて分析する。
- 14) 第3条の条文構成は、文頭に4ヶ所「禁止」の文言（例、「禁止重婚」）で成っている。

中国婚姻法には、類似用語として、「禁止」「不得」「不許」「不認」の文言が用いられている故に、現段階（未定稿）においては、一応、「禁止→～してはならない」・「不得→～できない」・「不許→許されない」「不認→認められない」と統一的に訳する。

それゆえに、例えば「禁止重婚」は、「重婚を禁止する」と直訳方式は採らずに、「重ねて婚姻をしてはならない」と訳した。なお、日本民法第732条の「重婚禁止」規定は、「配偶者のある者は、重ねて婚姻することができない」と成っており、前述の「不得→～できない」と同じ文言形式となる。しかし、後出の多くの条文に使用されている「禁止」「不得」の使い分けを考慮の上、前者は「～してはならない」、後者は「～できない」で統一的に訳することが現段階では貫徹可能と考えられるので、日本民法上の条文構成は、終始、参考資料として見つつ、あくまで中国婚姻法を真正面から統一的用語で訳していく。
- 15) 1950年・中国婚姻法・第四条は「男二十歳、女十八歳」であるから、それぞれ二歳ずつ高くなっている。
- 16) 結婚・出産を遅らせることが、現代中国における家族政策の中心の柱となっている理由は、今日の中国人口の抑制のためである。なお、出産計画法およびいわゆる「一子政策」についての意義・理由等は、次集以後まとめて検討とする予定。
- 17) 中華人民共和国婚姻登録規則（1985年12月31日国勢院承認・1986年3月15日民政官公布）第6条には「登録要件」が規定されている。

『第6条・結婚を申請した男女双方あるいは一方が、次に掲げる各号の一つに該当する場合には、婚姻をしてはならないし、登録されない。

 - 1 法定結婚年齢に達していない場合
 - 2 自由意思でない場合
 - 3 すでに配偶者を有している場合
 - 4 直系血族または三世代以内の傍系血族に属する場合
 - 5 癩病（ハンセン氏病）あるいは性病の治癒していない場合』となっている。
- 18) この条文によれば、結婚の成立は「結婚登録」ではなくて、「結婚証」の取得によって成立すると解せられる。すなわち、原文「確立夫婦関係」とあるのは、男女が「結婚証」の取得によって「夫婦関係の成立」を意味する。
- 19) 「家庭関係」の意味は、日本における「家族関係」である。
- 20) 第三章・家庭関係においては、我が国の民法上の「夫婦関係」の権利義務に関する条文が多く出てくる。すべて「夫妻」と言う文言を使用している。「婦」という文言は本来的には「夫」に対する劣性的地位・半人前・無能力的意味があったので、それを意図しての表現か否かは不明であるが、「夫婦」の文言を使用せ

ずに「夫妻」で表現されているので、翻訳上においても、すべて統一して「夫妻」を使用する。日本民法における「夫婦」の意味である。

- 21) 「互相」と「相互」の差異について。第14条には「互相」の文言を用い、第18条には「相互」の文言がある。「互相」は、権利と義務を強調する場合であり、「相互」は、相手を強調（例、協力を強調するの如く）する場合と解せられる。

中国内の街角に「消息」（お知らせ・ニュース）と記した「カベ新聞」的ピラが張っており、その文中にしばしば「互相」と言う文言が使われている。「相互」の文言は見ることが無いところから、一般的には「互相」を用いている様に考えられる。条文上の翻訳文としては、「互相」は→「互に」と訳し、「相互」は→「互に強い」（または強く・または当然に）と形容詞を付けて強調しておく。

- 22) 第14条・第15条・第21条・第22条・第23条において、「扶養」「抚養」「贍養」の文言が出てくる。我が国の民法（家族法）の解釈と同じ様に次の如く解釈しておく。

①「扶養」は、そのまま同じ文言を用いる。意味は、互いに同じレベルの生活を維持すべき協力義務であり、我が国の「夫婦間」のいわゆる「生活保持の原則」と同じ内容としてとらえてゆく。②「抚養」は、我が国の民法（家族法）上の「監護」の文言を用いる（例、日本民法・第820条・親権の効力として、子に対する監護教育の権利義務）。意味も同じ様にとらえてゆく。③「贍養」は、我が国の民法（家族法）上の「扶助」と同じ様に解し、「前述の扶養が同じレベルの生活援助・協力に対して、扶助は、最低限の生活援助・協力義務」と言う、いわゆる「生活扶助の原則」の内容としてとらえ、文言も「扶助」を用いた。

- 23) 「要求」と言う文言を「請求」と訳さず。そのまま「要求」として用いる。第27条で「請求」と言う文言が使用されており、「要求」のほうが「強い」言葉としてとらえ、「請求」は結果に対して「是非」の判断が示されるところの我が国の訴訟法における「裁判上」の「請求」「請求原因」の意と同じ様に解せられる。

- 24) 「贍養扶助」とは、前述の、いわゆる「生活扶助の原則」と言う扶養内容である（註22）参照のこと。

- 25) 原文の「管教和保護」の意味は、我が国の民法（家族法）上の第820条の「監護教育」の意味内容と大体において同じである。強いて解するならば、監督・しつけに重点が置かれており、また第15条で「抚養」「抚養教育」と言う文言があるので、その場合を「監護教育」と訳して、日本民法と同じ内容と解し、「管教和保護」は「監護教育」と訳さず、「監督および保護」と訳して、「しつけ」と「保護」に重点を置いた文言を用いる。

- 26) 前述・註21) 参照のこと。第14条は「互相」であり、本条は、「相互」であるゆえに「相手を強調」する意にとらえて「当然の」文言を挿入した。

- 27) 第9条には「平等」の文言がある。本条は「同等」の文言となっている。同等は、具体的意味が強い。

- 28) 本条の「不得」は、註14) で前述した用法に従えば、「～できない」となる。本条では「不得可以」と続いており、「可以」は主として「許可」に対しての「～してもよい」の意味であるゆえに、「不得」で否定されるゆえに「許可できない」の意になり、本条は「許されない」と訳して、「不許」と同じ意に解した。

- 29) 原文は「適用」となっているが、日本民法の用法に従い「準用」の文言を用いる。第21条の「適用」も同じである。

- 30) 原文の「提出」は、日本民法の用法に従い「申立」の文言で統一した。

- 31) 現役軍人の配偶者は、夫である場合も妻である場合もあるがゆえに「妻」または「夫」とせずに「配偶者」と文言で示している。

- 32) 中華人民共和国婚姻法・修改草案とは、1950年5月1日公布施・中華人民共和国婚姻法の改正草案の意である。

なお、中国語文の「修訂・修改・修正」は、日本語文においては、それぞれ「改訂・修改・修正」で統一

中国家族関係法の変遷の研究(1)

する。この三文言を総称して、一般的には「改正」と言う文言が用いられる。「改訂」より「修改」はゆるい改正内容である。

33) 中華人民共和国・国籍法は、次集以後において翻訳・解説を行う予定。

34) 計画出産法は、国家（北京政府）が、統一的に制定法を立法化するのではなく、各省・各市等に任されており、当該地方の具体的事情の上に立って制定されている。その分析は、次集以後で検討の予定。手許には、次の資料がある。例、天津市計画出産条例（1988）・黒龍江省計画出産条例（1989）・哈尔滨市計画出産管理方法（1987）。

35) 相続法（原文・継承法・1985）が成立しており、今後、検討の予定。

36) 「三代以内」とは、「父と叔父」等は一代血族、「自己と従兄弟姉妹の間」は二代血族、「その子供同志」は三代血族である。すなわち、再従兄弟姉妹間の結婚の禁止規定となる。

37) 「姑表」とは、自己と父の姉妹の子供との関係。「姨表」とは、自己と母の姉妹の子供との関係を言う。なお、その他に、「叔表」→自己と父の兄弟の子供との関係。「舅表」→自己と母の兄弟の子供の関係を示す言葉がある。

38) 婦人・子どもの権利保護について、各省・各市における「条例」「決議」等により、すべての地区に保護法が制定されている。例、北京市第八回人民代表大会常務委員会关于保護婦女子供合法權益的決議、上海市青少年保護条例。

39) 毎日新聞・昭和57年9月11日付

40) 1950年・旧中国婚姻法・第二条では「禁止童養媳。禁止干涉寡婦婚嫁」の文言がある。

41) 王 洪才主編・潘 祐周副主編・婚姻法教程・法律出版社・1987年・48頁～50頁・訳。

42) 哈尔滨市人民政府・哈尔滨市計画出産管理方法・第二章晚婚晚育・第五条。次集以後で翻訳と解説の予定。

43) 結婚登録の具体的な方法は、「中華人民共和国婚姻登録規則」に定められている。

第三条・婚姻登録取扱機関は、農村においては郷、民族郷、鎮の人民政府とし、都市においては居住区事務所または区人民政府、区を設けている市の人民政府とする。

44) 我が国の「夫婦同氏の原則」と「夫婦別氏論」については、松村晴路・民法750条の夫婦の氏に関する問題点・岐教大紀要第22集参照のこと。

45) 松村晴路・各国の離婚法の変遷と現状（家族と婚姻）・179頁以下参照のこと。

46) 同上・263頁以下参照のこと。

47) 筆者は、1991年8月から1992年2月まで哈尔滨科学技術大学日本語教研室訪問教授として、また1993年3月は北京・人民大学に研究のため滞在。本稿における「四・まとめ」の章の「2・3・4」の具体的例は、上記期間における中国滞在および各地への小旅行における見聞記・伝聞記および研究会等における人々への質問形式による会話内容等からの印象記である。全般的印象としては、多くの中国人——大学関係者・学生・一般中国人の方々——は、善人性・親愛的・誠実で真面目であり、殊に、大学関係者の方々は謙虚で真剣な姿勢で多くの御教示を頂いた。と同時に、我が国でもアメリカでも、明るい部分もあるが暗い部分もあると同じ様に、中国にも明るい部分もあるし暗い部分も存在していることは申し上げるまでもない。その中国の「家族生活関係」を法を通じて考え分析して見ようとする試みが本稿の目的である。

一言で記すならば、私は「中国の方々」は好きである。あの広大な土地と何千年の歴史の中に、「日本家族関係」の源流としての文化・思想を求めたいと願っている。